

大阪市水道局告示第61号

次の金融機関の店舗について、大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の追加指定の決定をしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年10月15日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

金融機関名	店 舗 名	所 在 地	指 定 年 月 日
近畿産業 信用組合	尼崎支店	兵庫県尼崎市東難波町5丁目21番15 号	令和7年10月 20日

（水道局総務部経理課）